

勝浦市地域おこし協力隊 鳥獣被害対策等 募集要項

勝浦市は房総半島の南部、都心から約 75km 圏内に位置し、南は太平洋に面している”海と山のまち”です。地形は、海岸線から北部に向かい清澄山系に連なる丘陵が東西に平行して断走し、この中央を二級河川の夷隅川が南から北に蛇行して、この流域に帯状の平坦地が形成され主要な農業地帯となっている。農業生産の主体は水稻であり、米作りを中心に露地野菜、施設野菜、果樹、花き栽培等がおこなわれています。

一方で、鳥獣による農業被害は増加傾向にあり、イノシシによる田んぼの踏み荒らしやシカや急増しているキョン、サルによる食害などについて相談が多く寄せられています。また、丘陵部だけでなく沿岸部でも鳥獣の出没も増加しており、地域住民の安心安全な暮らしを守るためにも効果的な鳥獣被害対策を講じる必要があります。

このようなことから、有害鳥獣対策に意欲・興味のある方で、地域住民や猟友会など関係団体、市職員などと一緒に考え取り組んでいただける方を募集します。

1. 主な活動内容

【鳥獣被害対策等業務】

- 有害鳥獣の駆除・捕獲等に関する活動
- 有害鳥獣による農作物への被害防護に関する活動
- 有害鳥獣対策における、生息環境管理に関する活動
- 有害鳥獣の捕獲後の処分・有効活用等の研究に関する活動
- 有害鳥獣対策の体制整備に関する活動
- その他、鳥獣被害対策等に係る活動で、市長が必要と認めたもの

2. 募集人数

2名

3. 応募条件

以下の条件をすべて満たす方

- (1) 概ね年齢が22歳以上60歳未満の方（令和8年4月1日現在）
- (2) 応募時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域などに在住し、隊員として委嘱後に勝浦市内に住民登録し、居住できる方。
※委嘱前に既に勝浦市に定住・定着している方（既に住民票の異動が行われている方など）は対象となりません。
- (3) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も、勝浦市内に定住する意思をもっている方
- (4) 有害鳥獣対策を通じた地域振興及び地域の活性化に意欲があり、地域住民とコミュニケーションを図りつつ、行政や関係団体と協力して積極的に活動できる方

- (5) 第一種銃猟免許及びわな猟免許を保有する方、あるいは委嘱後狩猟免許を取得し、本市の有害鳥獣捕獲従事者として活動する意思がある方
- (6) 普通自動車運転免許を保有していること。
※自家用車をお持ちでないと生活が困難です。
- (7) Excel、Word、インターネット、E-mail、SNS など基本的な操作ができる方
- (8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4. 委託期間など

- (1) 地域おこし協力隊員として市長が委嘱します。
※市との雇用関係はありません。（市は「地域おこし活動業務」を隊員に委嘱し、業務委託契約を締結します。）
- (2) 委嘱時期は、採用決定日から概ね3ヶ月後を予定しています。
- (3) 委嘱期間は、初年度は委嘱の日から令和9年3月31日までとします。なお、活動成果など勘案し、次年度以降更新し、最長3年まで期間を延長します。
※地域おこし活動に支障がない範囲で、副業が可能です。ただし、副業をはじめるとあっては、事前に申告していただきます。

5. 活動日数・時間など

- (1) 活動日数は、原則として1ヶ月あたり20日とします。ただし、市と隊員で協議のうえ、調整できるものとします。
- (2) 活動時間は、原則として1日あたり7時間とします。ただし、その日の活動内容などにより前後します。

6. 委託料など

委託料及び所得税などの条件は次のとおりとします。市は、隊員との委託契約に基づき、その活動の対価として委託料を支払います。

- (1) 委託料 月額291,000円とする。
※ただし、1月間の活動日数が20日に満たない場合は、1日当たり14,550円の日割り計算により支給する。
- (2) 市との雇用契約が存在しないため、所得税、住民税、国民健康保険税などについては、各自で納めていただきます。

7. 活動拠点

市と協議のうえ決定します。

8. 活動地域

勝浦市内全域

9. 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援します。なお、市はその支援業務を、その業務の実施が可能と認められる団体等（支援団体）に委託することがあります。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 隊員が地域で生活するための住居の確保などの支援
- (3) 隊員が地域に定着するための支援
- (4) 隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (5) その他

10. 活動経費などの負担

以下の活動などの経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市が負担します。

- (1) 隊員の指導、支援に要する事務的経費
- (2) 隊員の活動に要する作業用具などの購入経費
- (3) 隊員が活動に使用する自動車等の借上料及び燃料費
- (4) 隊員が技術等を習得するために必要な研修などへの参加費用
- (5) 市や地域の団体等が行う行事などに協力するために用意しなければならない道具等の購入経費
- (6) 隊員が地域おこし協力隊に係る研修プログラムへ参加する場合の負担金及びそれに要する旅費
- (7) 隊員の活動内容や得られた成果等の情報発信に要する経費
- (8) 本事業に興味を持つ都市住民等に配布するリーフレット等の作成費など
- (9) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費
(隊員の住居の家賃は月額5万円を限度とし、超える場合は超過分を隊員が負担する。)
- (10) その他、隊員が行う地域協力活動に対して必要と認められる支援に係る経費

11. 応募手続き・選考方法など

- (1) 応募受付期間 令和8年4月1日（水）～令和8年6月1日（月）
- (2) 提出書類
 - ・ 勝浦市地域おこし協力隊員 応募用紙
 - ・ 活動目標レポート
 - ・ 履歴書（市販様式可）
 - ・ 現住所の住民票の写し（都市部に居住しているかどうかを確認するためのもの）
※募集開始日以降に取得した住民票（マイナンバー記載なし）とします。
 - ・ 第一種銃猟狩猟免許状およびわな猟狩猟免許状の写し（既に取得している方のみ）

- ・ 運転免許証の写し
- ・ 他の地域で地域おこし協力隊員として活動経験がある方は、活動時期が確認できる書類の写し（委任状・解嘱状の写しなど）

（３）提出先

勝浦市農林水産課農林係（勝浦市新官 1 3 4 3 番地の 1）に郵送又は持参してください。郵送の場合には、当日必着。なお、提出された書類は返却いたしません。

（４）選考方法

①一次審査として「書類審査」

②二次審査として「面接審査」

最終選考結果は、面接審査終了後、概ね 10 日間程度で結果を通知します。

※応募に関する経費は、すべて応募者の負担となります。

※不採用理由についてのお問合せには、お答えいたしません。

1 2. 応募・問い合わせ先

千葉県勝浦市役所 農林水産課 農林係

〒299-5292

千葉県勝浦市新官 1 3 4 3 番地の 1

Tel : 0470-73-6635

Fax : 0470-73-8788

Eメール : nourin-n@city-katsuura.jp